

12. 治 山

(1) 治山事業の実績

事業名		年度		15		16		17		18	
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費		
治山事業	山地治山	14	391,657	9	317,527	14	431,193	10	246,953		
	内訳										
	復旧治山	2	67,060	1	48,538	2	50,212	3	10,337		
	予防治山	12	324,597	8	268,989	12	380,981	7	236,616		
	治山施設修繕										
	防災林造成※	6	297,311	6	287,079	5	244,123	8	207,791		
	内訳										
	海岸防災林造成	6	297,311	6	287,079	5	244,123	8	207,791		
	保安林整備	15	51,100	13	34,400	12	51,220	9	52,915		
	内訳										
	保安林改良	7	24,700	6	19,760	4	34,000	4	40,000		
	保 育	8	26,400	7	14,640	8	17,220	5	12,915		
	防災対策総合治山※	1	108,221	1	120,320	1	68,120				
	内訳										
	地域防災対策総合治山	1	108,221	1	120,320	1	68,120				
	水源地域整備※	2	75,269	1	42,294	2	77,807	1	44,842		
	内訳										
	水源森林総合整備※										
	集落水源山地整備※	2	75,269	1	49,294	2	77,807	1	44,842		
	奥地保安林保全緊急対策										
環境保全保安林整備※	1	24,414	2	84,687	1	35,710	1	34,500			
内訳											
生活環境保全林整備	1	24,414	2	84,687	1	35,710	1	34,500			
環境防災林整備											
地すべり防止	19	663,664	18	542,238	18	521,921	14	463,577			
内訳											
地すべり防止（溪流）	19	663,664	18	542,238	18	521,921	14	463,577			
地すべり防止（修繕）											
国有林野内補助治山											
内訳											
国有林野内補助治山											
小 計	57	1,611,636	50	1,435,543	53	1,430,092	43	1,050,578			
県営県単治山	1	2,610									
県単治山維持管理		29,492		35,087		26,950		22,285			
補助県単治山※	9	41,963	13	63,970	17	76,498	17	20,318			
小 計	10	74,065	13	99,057	17	103,448	17	42,603			
計	67	1,685,701	63	1,534,600	70	1,533,540	70	1,093,181			
災害復旧事業	災害関連緊急治山										
	災害関連緊急地すべり防止										
	林地崩壊防止										
	林地荒廃防止施設災害復旧										
	林地荒廃防止施設災害関連										
	小 計										
	県単林地荒廃防止施設災害復旧	35	141,597	35	141,597	36	132,311	29	128,605		
	小 計	35	141,597	35	141,597	36	132,311	29	128,605		
計	35	141,597	35	141,597	36	132,311	29	128,605			
合 計	102	1,827,298	102	1,827,298	106	1,665,851	77	1,221,786			

注1) 工事費は、実支出年度で集計（工事費＝本工事費等＋工事雑費、補助県単は補助対象額。前年度からの繰越分を含み、次年度への繰越分は除く。）。四捨五入しているため各項を合計した値と合計欄の値とは合わない場合がある。

2) 箇所数は、完了年度で集計（所謂工事に係るもので委託に係るものは考慮しない。前年度からの繰越分を含み、次年度への繰越分は除く。）。

3) 上表の※印の事業名が次のとおり変更されている。

防災林造成及び環境保全保安林整備→（H14以降）共生保安林整備 防災対策総合治山及び水源地域整備→（H14以降）水土保全治山 水源森林総合整備→（H17以降）水源流域広域保全 集落水源山地整備→（H17以降）水源流域地域保全 補助県単治山→（H18以降）小規模治山緊急整備

4) 海岸防災林造成事業には、緊急海岸防災林再生モデル事業を含む。予防治山事業には、山地災害総合減災対策治山事業を含む

事業名		年度	19		20		21	
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	
治山事業	山地治山	13	477,060	13	457,481	5	229,501	
	内訳	復旧治山	3	153,644	2	97,767		
		予防治山	10	323,416	11	359,719	5	229,501
		治山施設修繕						
		防災林造成※	8	121,270	8	234,628	2	99,603
	内訳	海岸防災林造成	8	121,270	8	234,628	2	99,603
		保安林整備	11	88,430	9	45,060	5	44,310
	内訳	保安林改良	6	78,338	5	38,033	3	39,006
		保安林育	5	10,092	4	7,027	2	5,304
		防災対策総合治山※						
	内訳	地域防災対策総合治山						
		水源地域整備※	1	85,720	2	44,668	1	32,387
	内訳	水源森林総合整備※						
		集落水源地域整備※						
		奥地保安林保全緊急対策	1	85,720	2	44,668	1	32,387
		環境保全保安林整備※	1	24,045	1	17,140		
	内訳	生活環境保全林整備	1	24,045	1	17,140		
		環境防災林整備						
		地すべり防止	17	471,145	8	334,598	13	269,612
内訳	地すべり防止（溪流）	17	471,145	8	334,598	13	269,612	
	地すべり防止（修繕）							
	国有林野内補助治山							
内訳	国有林野内補助治山							
	小計	51	1,267,670	42	1,133,575	26	675,413	
	県営県単治山							
	県単治山維持管理		19,267		19,396		15,555	
	補助県単治山※	19	23,383	8	26,007	1	7,875	
	小計	19	42,650	8	45,403	1	23,430	
	計	70	1,310,320	50	1,178,978	27	698,843	
災害復旧事業	災害関連緊急治山							
	災害関連緊急地すべり防止							
	林地崩壊防止	1	36,414					
	林地荒廃防止施設災害復旧							
	林地荒廃防止施設災害関連							
	小計	1	36,414					
	県単林地荒廃防止施設災害復旧	28	117,904	39	122,992	29	104,002	
	小計	28	117,904	39	122,992	29	104,002	
	計	29	154,318	39	122,992	29	104,002	
合計		99	1,464,638	89	1,301,970	56	802,845	

(2) 地すべり防止区域一覧表

(平成22年3月31日)

番号	区 域 名	面 積(ha)	指 定 年 月 日	所 在 地
1	荒 川	184.60	S 34. 6. 13	南房総市(旧富山町) 荒川
2	井野・川上	421.36	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	南房総市(旧富山町)井野、川上、二部、吉沢
3	川 代	138.50	S 37. 8. 17	鴨川市川代
4	細 野	298.64	S 37. 8. 17 S 42. 10. 3	鴨川市細野、宮山、北風原、平塚
5	法 明	151.06	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	鴨川市平塚
6	西	177.54	S 38. 5. 21	鴨川市西
7	上 小 原	199.25	S 38. 5. 26 S 44. 11. 24	鴨川市上小原、西
8	新 田	36.30	S 38. 5. 26	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
9	八 丁	222.71	S 40. 7. 17 S 49. 2. 18	鴨川市平塚、宮山、仲、大川面、西
10	引 越	207.71	S 40. 7. 17	鴨川市金束
11	畑 谷	169.86	S 42. 10. 3	鴨川市畑
12	貝 沢	55.31	S 44. 8. 7	南房総市(旧和田町)上三原
13	石 間 寺	84.87	S 44. 3. 31	鴨川市下小原、西
14	五 十 蔵	210.70	S 44. 11. 24	南房総市(旧和田町)五十蔵、布野、礎森
15	西 山	36.32	S 44. 11. 24	鴨川市西山、東江見、西江見、東真門
16	嶺 岡	389.26	S 44. 11. 24	南房総市(旧丸山町)大井(346ha)、 鴨川市平塚(43.26ha)
17	南 小 町	150.57	S 45. 9. 7	鴨川市西、南小町、上小原、仲、宮山
18	柴	76.25	S 45. 9. 7	南房総市(旧和田町)柴
19	宮 下	217.40	S 45. 12. 18	南房総市(旧丸山町)宮下、川谷
20	横尾・大川面	211.87	S 45. 12. 18	鴨川市横尾、大川面、宮山、成川
21	上 三 原	288.50	S 47. 12. 5	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
22	梨 沢	89.30	S 47. 12. 11	富津市梨沢
23	豆 木	171.91	S 49. 2. 18	鴨川市北風原、大幡
24	奈 良 林	85.86	S 49. 2. 18	鴨川市奈良林、釜沼、古畑
25	伊 予 ヶ 岳	140.92	S 49. 2. 18	南房総市(旧富山町)平久里中、荒川
26	大 川	218.90	S 52. 6. 6	南房総市(旧富山町)山田
27	下 沢	172.03	S 52. 6. 7	富津市山中
28	山 名	110.00	S 56. 5. 12	南房総市(旧三芳村)山名、増間、海老敷
29	大 帷 子 北	88.56	H 2. 10. 2	鋸南町大帷子、小保田、保田
30	山 田	116.52	H 4. 8. 5	南房総市(旧富山町)平久里中、平九里下、山田
計	(30区域)	5, 122.58		(3市1町)

注) 林野庁所管

(3) 治山事業評価の実績

評価実施年度	事業区分	地区名	事業主体名	再評価＝採択年度 事後評価＝完了年度	所在地 (市町村名) ※市町村名は評価時のもの	評価対象要件 再＝再評価 後＝事後評価 下記の注の該当事項を付記	評価結果	備考
H17年度	復旧治山事業	篠本	県	H11	光町	後 ①5年②1.2億円	適切	
	海岸防災林造成事業	ホ	県	H11	蓮沼村	後 ①5年②2.4億円	適切	
H18年度	海岸防災林造成事業	長谷	県	H12	匠瑳市	後 ①5年 ②4.8億円	適切	
H19年度	復旧治山事業	富 田	県	H13	山武市	後 ①5年 ②2.9億円	適切	
H20年度	水源森林総合整備事業	戸面外2区入会	県	H14	市原市	後 ①5年 ③3.1億円	適切	
	復旧治山事業	坂	県	H14	多古町	後 ①5年 ②1.1億円	適切	
	地すべり防止事業	荒川	県	H12	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	上三原	県	S48	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	宮下	県	H12	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	川代	県	H14	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	上小原	県	H15	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	八丁	県	H13	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	新田	県	H14	南房総市	再 ③ 5年	継続	
H21年度	海岸防災林造成事業	東浪見	県	H15	一宮町	後 ①5年 ②1.0億円	適切	
	集落水源山地整備事業	奥米	県	H15	君津市	後 ①5年 ②1.4億円	適切	
	地すべり防止事業	畑谷	県	H15	鴨川市	後 ①5年 ③10.3億円	適切	
	地すべり防止事業	山田	県	H15	南房総市	後 ①5年 ②4.4億円	適切	

注：1) 千葉県農林水産部所管公共事業における再評価対象事業は次のとおり。ただし、該当年度に完了が見込まれる場合は対象外。

①事業採択後5年経過して未着工の事業。②事業採択後5年を経過して継続中の事業。③初回実施時期は①②の経過した日の属する年度とし、初回以降は5年経過毎。④その他、事業制度等から再評価が必要と判断された事業。

2) 千葉県農林水産部所管公共事業における事後評価対象事業は次のとおり。①事業完了後おおむね5カ年経過後の事業。②原則事業費1億円以上の事業（状況により5千万円以上の事業等）。

(4) 山地災害危険地区等の進捗状況

(平成22年3月31日)

国民別	危険地区分	平成21年度末予定既着手地区・箇所																未着手箇所				合計							
		概成				一部				未成				小計				A	B	C	計	A	B	C	計				
		A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計												
国有林	地すべり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	1	2	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	1	6	1	8	0	1	0	1	1	7	1	9	1	7	1	9
	崩壊土砂流出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	2	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	1	6	1	8	0	1	0	1	1	7	1	9	1	7	1	9
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																												
民有林 (民有林直轄施行地含む)	地すべり	4	4	1	9	81	77	26	184	4	25	9	38	89	106	36	231	4	20	19	43	93	126	55	274	93	126	55	274
	山腹崩壊	56	193	416	665	51	97	157	305	0	0	0	0	107	290	573	970	139	365	944	1,448	246	655	1,517	2,418	246	655	1,517	2,418
	崩壊土砂流出	1	7	11	19	4	34	51	89	0	0	0	0	5	41	62	108	2	24	36	62	7	65	98	170	7	65	98	170
	計	61	204	428	693	136	208	234	578	4	25	9	38	201	437	671	1,309	145	409	999	1,553	346	846	1,670	2,862	346	846	1,670	2,862
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																									4			4
合計	地すべり	4	4	1	9	81	77	26	184	4	25	9	38	89	106	36	231	4	20	19	43	93	126	55	274	93	126	55	274
	山腹崩壊	57	195	417	669	51	101	157	309	0	0	0	0	108	296	574	978	139	366	944	1,449	247	662	1,518	2,427	247	662	1,518	2,427
	崩壊土砂流出	1	7	11	19	4	34	51	89	0	0	0	0	5	41	62	108	2	24	36	62	7	65	98	170	7	65	98	170
	計	62	206	429	697	136	212	234	582	4	25	9	38	202	443	672	1,317	145	410	999	1,554	347	853	1,671	2,871	347	853	1,671	2,871
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																									4			4

国民別	危険地区分	着手率 (%)			
		A	B	C	計
国有林	地すべり	-	-	-	-
	山腹崩壊	100.0	85.7	100.0	88.9
	崩壊土砂流出	-	-	-	-
	計	100.0	85.7	100.0	88.9
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区				
民有林 (民有林直轄施行地含む)	地すべり	95.7	84.1	65.5	84.3
	山腹崩壊	43.5	44.3	37.8	40.1
	崩壊土砂流出	71.4	63.1	63.3	63.5
	計	58.1	51.7	40.2	45.7
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区				0
合計	地すべり	95.7	84.1	65.5	84.3
	山腹崩壊	43.7	44.7	37.8	40.3
	崩壊土砂流出	71.4	63.1	63.3	63.5
	計	58.2	51.9	40.2	45.9
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区				0

注：1）危険地区の危険度判定（A～C）は山地災害危険地区調査要領による。

2）概成とは、一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。

3）「準用地区」とは、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区。（災害弱者関連施設周辺地区のみに適用）